

鎌倉市屋内型Wi-Fi接続環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、主に外国人観光客の鎌倉観光における利便性を高めるため、市内の店舗等が行う無料のWi-Fi(公衆無線LAN)接続環境の整備に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する「鎌倉市屋内型Wi-Fi接続環境整備事業」(以下「本事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業は、鎌倉市の協力を得て、公益社団法人鎌倉市観光協会(以下「協会」という。)が主体的に実施するものである。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内に所在する店舗等の建物に、電気通信事業者と回線の利用に係る契約を締結していない外国人観光客が無料で利用できる、Wi-Fi通信の接続に要する機器及び設備(以下「Wi-Fi接続設備」という。)を整備する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に所在する店舗、社寺、宿泊施設、文化施設、その他外国人観光客の利用が想定される施設(以下「店舗等」という。)を管理する者で、自らが管理する店舗等で補助対象事業を実施する者とする。

2 補助対象者は次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 自らWi-Fi接続設備の整備に伴い必要となる契約を締結すること。
- (3) 補助対象事業に関して、本事業以外から重複して補助を受けないこと。

(補助対象地域)

第5条 補助金の効果的な活用を図るため、補助対象者が管理する店舗等について、その所在する地域に応じて補助金の交付に係る優劣を設ける。

- 2 前項の優劣は、市内を「優先地域」と「その他地域」に区分し、「優先地域」に所在する店舗等に対して、「その他地域」に所在する店舗等に優先して補助を行うことを意味する。
- 3 「優先地域」は、外国人観光客の来訪が多いと見込まれる地域とし、**別記1**のとおりとする。
- 4 「その他地域」は、市域のうち「優先地域」以外の地域とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を実施するために協会が必要と認める経費であって、**別記2**のとおりとする。

2 前項の経費の算出にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を控除することとする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、**別記3**のとおりとする。

(補助対象件数)

第8条 補助対象者は、1件の補助対象事業につき、1棟の店舗等において1箇所にWi-Fi接続設備の整備を行うことができる。

- 2 補助対象者は、原則として、1件の補助対象事業を行うことができる。
- 3 前項の規定に関わらず、補助対象者は、所在の異なる店舗等において、それぞれ1件の補助対象事業を行うことができる。
- 4 第2項及び前項の規定に関わらず、補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすと協会が認めた場合に限り、同一の店舗等において3件まで補助対象事業を行うことができる。
 - (1) 壁又は天井で仕切られた異なる居室又は階におけるWi-Fi接続設備の整備であること。
 - (2) その他、複数のWi-Fi接続設備の整備に合理性があること。

(交付申請書の提出等)

第9条 補助金の交付を申請する補助対象者(以下「交付申請者」という。)は、補助対象事業の実施前に、第1号様式を協会が別記4で指定する者(以下「事務局」という。)へ提出して申請しなければならない。

- 2 前項の申請を受け付ける期日は、平成28年1月12日(火)とする。ただし、本事業の実施状況に応じて、協会がこれを延長する場合がある。
- 3 前項の規定に関わらず、補助対象経費の種別にインターネット回線に係る設備を含む補助対象事業においては、平成27年12月31日(木)までに申請しなければならない。ただし、協会が特に認めた場合はこの限りでない。
- 3 交付申請者は、協会又は事務局から、補助金の交付に係る審査を行う上で必要な照会又は資料等の提出要請を受けた場合、これに対して速やかに回答又は提出を行うものとする。

(交付決定等)

第10条 協会は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、第2号様式又は第3号様式により交付申請者に結果を通知するものとする。

- 2 前条の交付決定を行うにあたって、協会は、次の各号に掲げる要領に基づいて処理するものとする。
 - (1) 本事業の予算の範囲内で交付申請を受け付け、審査及び交付決定を行う。
 - (2) 交付申請を先着順に受け付け、審査及び交付決定を行う。
 - (3) 第1号及び前号に定めるもののほか、別記5で掲げる優先順位に従って、審査及び交付決定を行う。
 - (4) 第1項に規定する通知にあたっては、交付申請者が遵守すべき条件等を付す。

(補助対象事業の実施)

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号に掲げる要領に基づき、速やかに補助対象事業に着手しなければならない。

- (1) 第9条の規定に基づく交付申請及び前条の規定に基づく交付決定通知の内容に従い、Wi-Fi接続設備の整備に関して必要となる契約を別記6で掲げる通信事業者(以下「整備事業者」という。)と締結すること

(2) 整備事業者との契約に基づき、速やかにWi-Fi接続設備の整備に伴う工事が実施できるよう努めること

(3) 第14条に規定する実績報告で必要となる書類等を保管しておくこと

2 交付決定者は、前条第2項第4号に定める条件等を遵守して、補助対象事業を実施しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

第12条 交付決定者は、交付の決定通知を受けた補助対象事業の内容の変更又は中止をしようとする場合は、速やかに第4号様式を事務局に提出し、協会から承認を得なければならない。ただし、交付金の額を増額する変更はできない。

(状況報告及び調査)

第13条 協会は、必要に応じて交付決定者から補助対象事業の遂行状況の報告を求め、又は調査をすることができる。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、補助対象事業における整備を完了し、整備事業者に対する代金の支払いを完了した後に、第5号様式を事務局に提出することにより、事業の実績報告を行わなければならない。

2 前項の実績報告は、補助対象事業における整備が完了した日の翌日から起算して10日間以内又は平成28年2月29日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、協会が特に認めたときは、この期日を繰り下げることができる。

3 交付決定者は、協会又は事務局から、実績報告に係る審査を行う上で必要な照会又は資料等の提出要請を受けた場合、これに対して速やかに回答又は提出を行うものとする。

(補助金交付額の確定及び支払い)

第15条 協会は、前条の規定に基づく実績報告について、内容を審査し、適正と認めたときは、これを受理する。

2 交付決定者は、協会が実績報告を受理したことをもって、補助対象事業を完了したとみなされる。

3 協会は、実績報告の受理後、速やかに補助金の交付額を確定し、第6号様式により交付決定者へ通知し、当該補助金を交付するものとする。

(管理等)

第16条 補助金の交付を受けた者は、整備したWi-Fi接続設備を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業が完了した日から起算して1年を経過するまでの間は、Wi-Fi接続設備を他の用途に使用し、譲渡し、交換し又は貸し付ける行為(以下「処分」という。)ができない。ただし、協会が特に認めた場合には、この限りでない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第18条 協会は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不適正であると協会が認めるとき。
- 2 協会は、前項の規定による交付決定の取消しをしたときは、補助金の交付を受けた者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。ただし、天災地変その他交付を受けた者の責めに帰することのできない理由があるときは、この限りでない。

(暴力団の排除)

第19条 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号)第8条の規定に基づき、交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者とししない。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいるもの。
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの。
- 2 協会は、必要に応じて交付申請者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認することができる。
- 3 協会は、交付決定者が、前項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他の事項)

第20条 この要綱に定めのないものについては、協会が別に定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成27年12月10日から施行する。